

補装具費（購入・修理）支給申請について

交付決定前に購入・修理を行うと助成対象になりません。ご注意ください。

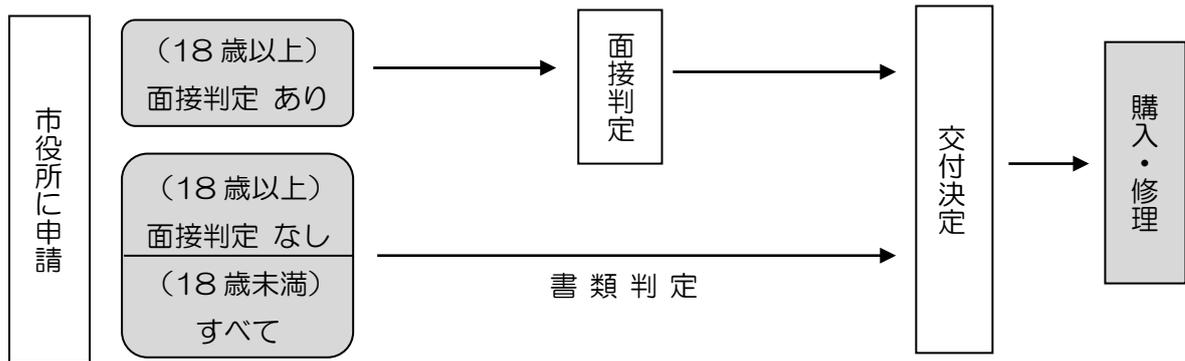
- ※ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、電動車いすは原則、介護保険制度が優先となります。
- ※ 原則、1割の自己負担金がありますが、所得状況に応じて負担上限額があります。
- ※ 障がい者本人と配偶者又は障がい児保護者（父母等）のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、補装具費の支給対象となりません。

区分	課税状況	自己負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税が非課税の方	
一般	市民税が課税されている方	37,200円

(18歳以上) **義肢** **装具** **座位保持装置** **車いす** **電動車いす** は市役所に申請後、県障害者相談所、もしくは所定機関にて面接判定を行います。

※ **電動車いす** はすでに電動車いすの交付を受けている方で同じ型式のものを購入される場合、面接判定は不要です。

※ 修理は原則、書類判定ですが面接判定を要するものがあります。詳しくはお問い合わせください。



申請手続きに必要なもの

- 補装具費支給申請書
- 医師の意見書・処方箋 (面接判定を要する場合 不要) (盲人安全つえ 不要)
- 補装具作成業者からの見積書 (面接判定を要する場合 原則不要)
- 身体障害者手帳 又は 特定疾患医療受給者証 (難病対象者)
- カタログ (レディメイドの車いすを申請する場合)
- 所得課税証明書 (本年1月2日以降に転入してきた方)
- 申請者、障がい者(児)のマイナンバー通知カード又は、個人番号カード
- 耳の変形がわかる写真 (耳あな型補聴器を申請する場合)

【問い合わせ先】

甲斐市役所 竜王庁舎 障がい者支援課 生活支援係 TEL 055-267-7287
 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 TEL 055-277-3112
 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 TEL 0551-20-3650